

H 3 0 0 × W 1 3 0 0

PASMO対応 貸しロッカー使用約款

このロッカーは、物品を一時保管するためにお貸しするものです。ご使用の場合は、この約款によるものとします。

1. 収容できないもの

(1) 毒性、揮発性又は爆発物等の危険物または薬品 (2) 死体、死骸 (3) 銃砲刀剣類等の法律上所持できないもの及び犯罪の用に供される恐れのあるもの (4) 盗品その他犯罪によって得られたもの (5) 本ロッカーを毀損、汚損する恐れのあるもの (6) 不潔なもの、臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの (7) 動物 (8) 現金及び有価証券、貴重品(重要な物品、書類、資料、カード等を含む) (9) その他保管に適さないと認められるもの

2. 収容できないものを入れた場合の処置

使用期間中及び使用期間経過後の保管期間中において、その収容品が第1条(収容できないもの)に該当した場合又は、その疑いのあるときは、当方においてその実情に応じ、開披、保管、廃棄のほか適当な処置をすることがあります。廃棄等の処置に費用が掛かった場合には、別途、実費を請求いたします。

3. 使用時の立ち合い

当方において必要と認めるときは、収容品の出し入れに立ち合うことがあります。

4. 使用期間

(1) 取扱時間 **始発** から **終電** までとなります。(2) 使用期間 使用開始日も含め3日以内です。但し、期間の計算方法は毎日午前1時をもって1日とし、使用開始日及び使用終了日は時間の長短にかかわらず1日として計算します。お金を追加しても4日目には荷物を引き上げ別途保管いたします。

5. 使用料金

当日営業時間内において、1日1回につき、小型サイズ 300 円、中型サイズ 500 円、大型サイズ 600 円 です。その後は、貸しロッカー使用開始日を越え翌日以降も延長して使用された場合は、1日につき(小型サイズ 300 円、中型サイズ 500 円、大型サイズ 600 円)を追加料金していただきます。その際には時間の長短にかかわらず、1日として計算します。

6. 決済手段

このロッカーは現金又は   マークの付いた PASMO 及び Suica で決済できます。

7. 使用期間が経過しても収容品をお引き取りにならない場合の処置

(1) 使用期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、当方にて解錠し、収容品の内容を確認の上、当方所定の場所に移し、使用開始日も含めて30日間別途保管します。この場合、別途保管中の料金は1日につき、第5条の使用料金をいただきます。但し、収容品が第1条の収容できないものに該当する場合及びその疑いがある場合には、当方においてその実情に応じて、廃棄その他適切な措置を取ることがあります。

(2) 別途保管期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、その収容品の所有権を放棄されたものとして、当方において廃棄その他適当と認められる処理をします。当該処理に費用が掛かった場合には、別途、実費を請求いたします。

8. 当方において貸しロッカーを開く場合

(1) 収容品が第1条の収容できないものに該当する場合又はその疑いがある場合には、貸しロッカーの使用期間中であっても当方において当該貸しロッカーを開き、その実情に応じて第2条の処置をすることがあります。(2) 利用者の方の責により貸しロッカーに認証させたPASMO(以下「PASMO」といいます)、解錠用暗証番号レシート(以下「レシート」といいます)の紛失や置き忘れ等により、ロッカーの解錠が必要となった場合は、当方の定めによる所定のロッカー解錠代行手数料を請求させていただきます。

9. 賠償責任

(1) 次の各号に該当するときは、当方はその賠償責任を負わないものとします。

- ①第1条(収容できないもの)に掲げる収容品が滅失、毀損、変質等の損害を受けたとき。
- ② PASMO 又はレシートが、紛失、複製、盗用などされることにより使用者が損害を受けたとき。
- ③使用者の誤施錠等、貸しロッカーの誤使用により使用者が損害を受けたとき。
- ④天災、事変その他不可抗力により、収容品が滅失、毀損、変質等の損害を受けたとき。
- ⑤関係官公署から収容品の調査を受け、押収又は証拠品として提出を求められたとき。
- ⑥本ロッカーに対する第三者による破壊行為等の結果、収容品が滅失、毀損、変質、窃取等の損害を受けたとき。
- ⑦その他当方の責めに帰さない事由により使用者が損害を受けたとき。

(2)使用者は、このロッカーの使用に関し当方又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとします。

(3)収容品の滅失、毀損、変質、窃取等の損害について当方に責任がある場合、当方がお支払いする損害賠償金は、3万円を限度とします。

10. PASMO、レシートの取り扱い

(1) PASMO を紛失して解錠できない場合は、直ちに当方に届け出、所定の書類を提出してください。紛失された PASMO にて第三者により不正解錠が行われた場合、当方はその責任を負わないものとします。(2) レシートを紛失したときは、直ちに当方に届け出、所定の書類を提出してください。紛失されたレシートにて第三者により不正解錠が行われた場合、当方はその責任を負わないものとします。レシートは、使用者の自己責任の下での管理となりますので、十分にご注意をして保管頂きますようお願い致します。(3) 別途保管時に収容品を受け取るときは、PASMO またはレシートと身分証明書またはこれに代わるものを提示していただきます。(4) PASMO ・レシートの紛失で使用者がロッカーを開けられず、当方にてロッカーを開ける場合、使用者の本人確認徹底のため所定の書類の提出や身分証明書等の提示をしていただき、連絡先等のご記入もしていただきます。その際に証明書等の写しを取らせ頂く場合がございます。(5) レシートを紛失致しますと、解錠の為の応動費として600円を申し受け致します。

11. お問い合わせ連絡先

(株) アルファロッカーシステム 横浜センター
横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅構内
TEL 045-253-0033